

大東市地域包括支援センター運営業務
委託法人選定に係る公募型プロポーザル
実施要領

令和6年10月

大東市保健医療部高齢介護室

目 次

大東市地域包括支援センター運営業務委託法人選定に係る公募型プロポーザル 実施要領

I	募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
II	業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
III	契約期間及び業務に関する費用・・・・・・・・	2 ページ
IV	募集方法・参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
V	審査・選定基準等・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ページ
VI	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ページ
VII	別記1：包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・・・	10 ページ
VIII	別記2：【参考】現受注者に委託している地域包括支援センター 運営業務に関連する事業・・・・・・・・	11 ページ

～添付資料～

- 資料1 大東市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（公募用）
- 資料2 大東市地域包括支援センターの運営方針（公募用）
- 資料3 大東市地域包括支援センター運営業務委託法人選定に係る
公募型プロポーザルに関する応募書類【様式A、B・第1～6号】

I 募集の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、高齢者の総合相談窓口として包括的支援事業を実施する大東市地域包括支援センター（以下「センター」という。）業務の受託を希望する法人を募集する。

II 業務概要

1 件名

大東市地域包括支援センター運営業務

2 業務の目的

センターにおいて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する中核的機関としての役割を担い運営する。

また、センターの相談支援ネットワーク機能としてテレビ電話システムを設置している関係機関窓口からの相談においても、同様の目的のもと運営する。

3 業務内容・人員体制

(1) 業務内容

資料1「大東市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」及び本要領10ページ「別記1」のとおりとする。

(2) 人員体制

管理者1名、副管理者1名を配置する。

3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員、その他これらに準ずる者）の職員については、介護保険法施行規則第四百十条の六十六に定められた基準を満たし配置する。なお、3職種の職員については、受注者が職員の出向に協力する事業所（以下、「協力事業所」という。）との間で契約する事項に従って出向される人員を充て配置することもできる。協力事業者の選定については「VI その他」に記す。

4 事業の第3者への委託について

(1) 包括的支援業務（地域包括支援センターの運営）における第1号介護予防事業、総合相談支援事業については業務の全部を第三者に委託することはできない。一部業務における第3者への委託の可否については、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長）及び

「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号・老振発第 1018001 号・老老発第 1018001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）に定めるところによる。一部の業務を第 3 者に委託する場合にあっては、事前に委託内容等を市に届出し、意見を聞いた上で一部業務の委託を実施すること。

- (2) 包括的支援業務（地域包括支援センターの運営）における権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業については第三者に業務を委託することはできない。

5 法令等の遵守

センターの運営にあたっては、介護保険法ほか関係法令を遵守すること。

Ⅲ. 契約期間及び業務に関する費用

1 契約の内容

(1) 契約期間及び事業開始日

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで。（ただし、本業務開始は令和 7 年 4 月 1 日からとし、契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、本業務開始に係る準備期間とする。準備期間に係る経費は受注者の負担とする。）

(2) 予算金額（上限額）

312,792,900 円

令和 7 年度 156,396,450 円

令和 8 年度 156,396,450 円

2 運営財源等

(1) 運営財源

運営財源については、業務委託料並びに指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）とする。

指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は予防給付のケアマネジメントの介護報酬であり、受託法人の収入となるが、再委託を行う場合はセンターを通して委託先の居宅介護支援事業所へ委託料を支払うこととする。

(2) 業務委託料に含まれるもの

人件費（給与、手当、法定福利費等を含む）、事務所借り上げ料、光熱水費、備品、消耗品費、リース料、交通費、通信運搬費、研修経費など、センター運営（準備を含む）や事業実施に要する経費。

IV 募集方法・参加資格

1 募集方法 公募型プロポーザル方式

2 参加資格

次の要件を全て満たす法人であること

- (1) センターを本市内に設置することが可能であること。
- (2) 「Ⅱ 業務概要」にある内容を実施可能であること。
- (3) 「Ⅲ. 契約期間及び業務に関する費用(2) 予算金額（上限額）」の範囲内であること。
- (4) 応募受付の締切日において、直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに市民税の滞納がないこと。
- (5) 介護保険法第 115 条の 22 第 2 項各号の規定に該当しない法人であること。
- (6) 応募受付の締切日において、直近 2 年の間に、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による取り消しを受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (8) 応募書類の受付締切日において、大東市建設工事等における入札参加停止の措置要件に基づく指名停止の措置に該当しない法人。
- (9) 応募受付の締切日において、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- (10) 応募受付の締切日において、破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び、それらの利益となる活動を行う法人でないこと。

3 スケジュール

①公募説明会	10 月 23 日（水）10 時 10 月 24 日（木）14 時
②質問受付期間	10 月 24 日（木）から 10 月 29 日（火）15 時まで
③質問に対する回答	10 月 30 日（水）まで
④参加表明書提出期限	11 月 1 日（金）15 時まで
⑤参加資格審査結果通知	11 月 6 日（水）
⑥企画提案書等の提出期限	11 月 20 日（水）
⑦受注者選定日（書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング）	12 月 6 日（金）13 時 30 分から
⑧審査結果の通知	12 月 13 日（金）

※上記スケジュール④において、参加表明書の提出がなかった場合又は提出が1事業所のみであった場合は、参加資格等の条件を変更した上で、再度の公募を行うものとする。

4 公募説明会

- (1)開催日時 ①10月23日(水)10時
②10月24日(木)14時
- (2)開催場所 市役所厚生棟B会議室
- (3)参加人数 1法人3名まで
- (4)その他 事前申込不要

5 質問の受付及び回答

(1)質問受付期間

令和6年10月24日(木)9時から10月29日(火)15時まで

(2)質問票の提出方法

質問票(様式B)に質問事項を記入のうえ、事務局宛てに電子メールにて送信すること。送信メールの件名及び添付ファイルは、「大東市地域包括支援センター公募質問 法人名●●」とし、必ず電話で事務局へ送信した旨を伝え、メールが受信されていることを確認すること。

(3)回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年10月30日までに事務局のホームページにおいて公表する。

ただし、質問票提出者のみへの回答が適当と判断した場合は、質問票提出者のみに電子メールにより回答する。

(4)その他

応募状況や他の応募者に関する情報、法令等により確認できる事項については回答しない場合がある。

6 参加表明書の提出

(1)提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は提出期限に必着で「簡易書留」にすること。)

(2)提出受付期限

令和6年11月1日(金)

(3)提出場所

大東市役所 西別館2階 高齢介護室高齢支援グループ

(4) 提出書類

大東市地域包括支援センター運營業務委託 応募申請参加表明書兼誓約書
(様式第 1 号)

7 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

提出書類は下記①から順番に並べ、インデックスを付けて A 4 サイズのファイルに綴じる。インデックスは様式等の書類に直接貼らずに間紙を挿入する。なお、インデックスには、下記の提出する書類番号(①～⑪)を記載する。ファイルの表面及び背表紙には、「大東市地域包括支援センター運營業務委託法人選定に係る応募書類 法人名●●」と記載する。原本のみ、ファイルに「原本」と記載する。

- ①法人概要及び法人実績(様式第 2 号)
- ②定款又は寄付行為等(写し可)
- ③登記事項証明書(写し可)
- ④役員等名簿(様式第 3 号)
- ⑤法人パンフレット等設立趣旨や運営方針等が分かる書類
- ⑥センター設置予定場所の位置図、平面図、現況写真(様式第 4 号)
- ⑦法人の財務状況に関する書類(損益計算書、貸借対照表、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書)(写し可)
- ⑧業務実施に関する企画提案書(様式第 5 号)
- ⑨納税証明書一式提出鑑(様式第 6 号)
- ⑩各納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、市民税)(写し可)
- ⑪見積書(任意様式)

(2) 提出部数

原本 1 部、写しを 9 部提出する。(写し可の書類は写しを 10 部)

(3) 提出受付期限

令和 6 年 11 月 20 日(水) 15 時まで

(4) 提出方法 持参により提出すること。

(5) 提出場所

大東市役所 西別館 2 階 高齢介護室高齢支援グループ

(6) 留意事項

各応募書類のうち、原本以外の写しを提出する場合には、代表者名で原本証明を必ず行うこと。

提出締め切り後における提出書類の変更及び追加は公平性の観点から一切認めない。ただし、本市の指示により書類の修正・追加する場合はこの限りではない。

提出された各種書類は理由の如何を問わず返却しない。

8 応募の辞退

応募した法人が、辞退する場合は「大東市地域包括支援センター運営業務委託法人選定審査委員会」（以下、「選定委員会」という。）の前日までに様式Aを大東市役所高齢介護室高齢支援グループに提出すること。

9 応募申込の抹消

応募した法人が、応募書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募申込を抹消し、選定審査対象から除外することとする。

- (1) 大東市地域包括支援センター運営業務委託公募要領に違反した場合
- (2) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員又は選定委員会委員等と接触をもった場合
- (3) 応募書類に虚偽があったと認められた場合
- (4) その他不正な行為があったと認められた場合

V 審査・選定基準等

1 審査について

(1) 審査方法

選定委員会を設置し、評価項目に基づき、応募書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにて審査を行い、事業者の選定を行う。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施方法

① 出席者

1 法人あたり 3 人以内とし、当該法人の職員でない者の参加は認めない。

② 内容

応募書類の内容に沿ってプレゼンテーションを行い、質疑応答を行う。応募書類以外の説明資料の追加は受け付けない。

③ 審査に係る選定委員会の開催について

(ア) 開催日時・場所

開催日時：令和 6 年 12 月 6 日（金） 13 時 30 分

それぞれの法人の審査開始時間については、応募書類受付期間終了後、メールにて通知する。

(イ) 開催場所：市役所厚生棟 A 会議室

(ウ) 所要時間：1 法人あたり 25 分程度（質疑応答含む）

2 選定基準について

受注者の選定については、応募要件を満たし、かつ、下記の評価基準による合計得点が満点の 5 割以上の評価を得た法人を候補者とする。複数の候補者が生じた場

合は、評価基準による順位付けを行い、最も高い評価を得た法人を選定する。

【評価基準】

(1) センターの運営について

センターの目的や趣旨、大東市の実状を十分に理解したセンター運営の実施に関する事項

- ①実施されるセンター運営業務が、大東市が目指す地域包括ケアシステムの構築に資するものであるか。
- ②健全で安定したセンター運営を行う能力があるか。

(2) センター運営に関する体制の確保等について

センター運営に必要な体制の確保及び効率的かつ質の高いセンター運営の実施に関する事項。

- ①設置するセンターの利便性、必要スペースの確保
- ②職員の連携及び育成の方針
- ③公平性・中立性の確保のための方策
- ④時間外の相談等に対する体制
- ⑤苦情解決の取り組みと体制
- ⑥人員体制確保に向けた計画、協力事業所の選定等
- ⑦地域及び支援機関との連携
- ⑧広報及び啓発活動に関する取組
- ⑨個人情報保護に関する取組
- ⑩人権問題への取組
- ⑪災害や不測の事態発生時における対応や体制
- ⑫その他、法人の強みを活かした法人独自の取組

3 選定に当たっての注意事項

- (1)本業務は交付金を財源に実施することから、交付額の変更等により委託期間や業務内容、委託料に変更が生じる可能性があるため留意すること。交付額が減額となった場合、減額後の予算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。
- (2)応募書類の審査において、応募要件を満たしていない応募者はその時点で失格とし、ヒアリング審査に進めないものとする。
- (3)受託者が決定した後に辞退した場合は、候補者のうち、評価基準の順位が次点の応募者を繰り上げて決定することがある。次点の候補者がいない場合は、再度公募を行うことがある。
- (4)審査内容や評価基準に関する得点、順位等に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

4 選定結果の通知、公表

選定委員会における審査結果については、令和6年12月13日（予定）に、全ての応募者に受託候補者の決定又は不決定について書面にて通知する。また、受託候補者の決定後、応募状況、選定した法人名等を市のホームページにて公表する。なお、受託候補者以外のお応募者が特定される情報は公表しない。

VI その他

1 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募に要した費用等は応募者が負担する。
- (3) 選定されなかったことによる一切の損害等については、大東市が責任を負うものではない。

2 協力事業所について

「Ⅱ業務概要 3 業務内容・人員体制」に記す協力事業所は、この選定委員会で決定した受託候補者が下記の全ての項目を満たす法人から選定すること。なお、選定等については市と十分な協議を図って行うこと。

- (1) 大東市内または市外において、介護保険サービス（居宅介護支援事業所を含む）を提供する事業所を有し、かつ1年以上の提供実績があること。但し、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く。
- (2) 応募受付の締切日において、直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに市民税の滞納がないこと。
- (3) 介護保険法第115条の22第2項各号の規定に該当しない法人であること。
- (4) 応募受付の締切日において、直近2年の間に、地方自治法第244条の2第11項の規定による取り消しを受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (6) 応募書類の受付締切日において、大東市建設工事等における入札参加停止の措置要件に基づく指名停止の措置に該当しない法人であること。
- (7) 応募受付の締切日において、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- (8) 応募受付の締切日において、破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。

3 事業開始まで

受託候補者は、令和7年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、以下の準備を行うこと。

- ①人員の確保
- ②事務所・相談室・会議室等の確保
- ③備品・消耗品、情報端末等必要物品の準備
- ④事業計画やマニュアル等の作成
- ⑤現在のセンター受注者との引継ぎに関する各種調整、
- ⑥関係機関への周知
- ⑦その他業務の開始に当たって必要な事項

4 契約の解除

次の(1)～(3)該当する場合「大東市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。その場合にあっては、センター運営業務の次の受注者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎを行うこととする。

- (1)法令や要領等を遵守しない場合
- (2)業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施しておらず、本市の是正指示に従わない場合
- (3)その他本市及び運営協議会が認める場合

5 契約金額について

賃金水準又は物価水準等の変動により、契約金額が不相当となったと認められる場合には、市と受注者と協議の上、変更するものとする。（本市予算の範囲内に限る。）

6 その他

その他この要領に定めのない事項については、別途市の指示によるものとする。

＜事務局（書類提出及び問い合わせ先）＞

大東市 保健医療部 高齢介護室 高齢支援グループ

住所：574-8555 大東市谷川1-1-1（市役所西別館2階）

電話：072-870-9065（9時～17時30分）

FAX：072-872-8080

メール：koureisien@city.daito.lg.jp

Ⅶ 別記 1 地域支援事業 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

(1) 第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）
高齢者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、総合事業の各種サービス、一般介護予防事業、市町村の独自事業及び多様な主体により提供される生活支援サービス等の適切な事業が、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。 本事業は包括的支援事業及び総合事業の双方に位置付けられており、人員基準等を遵守した上で、地域支援事業実施要綱(平成 18 年 6 月 9 日老発 0609001 号厚生労働省老健局))における別記 1 の 2 (8)介護予防ケアマネジメントの内容に沿って実施する。また、本事業に要した費用については、包括的支援事業に要した経費としてではなく、総合事業に要した経費として計上する。
(2) 総合相談支援事業
地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる。
(3) 権利擁護事業
困難な状況(高齢者虐待や認知症等による判断能力の低下等)にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、何らかの権利侵害(虐待・生活上の管理・契約行為の実行不能・財産上の不当取引等)が生じている高齢者の発見に努め、高齢者及び養護者に対して専門的・継続的な視点で早期介入し、支援機関と適切な連携を行うなど、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。
(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくケアマネジメントを推進するために、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

VIII 別記2【参考】現受注者に委託している地域包括支援センター運営業務 に関連する事業

1. 地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）

(1) 在宅医療・介護連携推進事業
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のあるべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。大東・四條畷医療・介護連携推進協議会において3つのワーキンググループで課題を検討し、対応策について協議を行っている。
(2) 生活支援体制整備事業(第2層生活支援コーディネーター)
高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくために、地域資源の開発、生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む。）の養成、確保、多様な主体を含む関係者間のネットワーク、地域ニーズと多様な主体の取組みとのマッチングと行う。
(3) 認知症総合支援事業
①認知症初期集中支援推進事業 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。 ②認知症総合対策会議 認知症に関する課題や支援体制の構築、啓発活動について専門職で検討し、実施。 ③認知症カフェ事業 認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等集う認知症カフェを開催する。
(4) 地域ケア会議推進事業
高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を目的とし、フォーマル、インフォーマルを含めた取組み等を生み出し、地域課題における原因の解消・緩和を目指す5つの会議体で構成されている。地域資源等の情報の収集・共有・発信、多機関・多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築、個別事例や地域課題の収集と解決策の検討や開発を行っている。

2. 地域支援事業 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター相談窓口テレビ電話配置促進事業
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)における総合相談支援事業に付随する事業として、地域包括支援センターの専門職とつながるテレビ電話を市民にとって利便性の高い機関の窓口を設置し、運用を行う。
(2) 権利擁護事業(研修会開催・啓発等)
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)における権利擁護事業に付随する事業として、高齢者の尊厳の保持、権利利益の擁護に関する啓発及び支援機関との適切な連携を図ることを目的に支援ネットワークを構築し、研修会の開催、市民・支援機関・民間企業等へ啓発を行う。

3. 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

(1) 短期集中自立支援型サービスC
日常生活において他者の支援を必要とする高齢者に対し、原則3か月の短期間にリハビリテーション専門職が介入することにより、他者の支援が不要となるように自立支援を図ること、通いの場に通えるようになることを目的とする。 居宅への訪問による支援、大東元気でまっせ体操の通いの場での支援、通所サービス事業に利用者を集めて行う支援がある。
(2) 介護予防ケアマネジメント事業
居宅要支援被保険者等に対し、心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、総合事業の各種サービス、一般介護予防事業、市町村の独自事業及び多様な主体により提供される生活支援サービス等の適切な事業が、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。 事業の実施に当たっては、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」(厚生労働省老健局振興課長通知)の別紙1「介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施について」を参照。
(3) 介護予防相談会
介護予防相談会を開催することで、高齢者が身近な場所で心身の不安に関しての相談できる機会を確保するとともに、介護予防に関連する評価を実施することで、高齢者が自身の状態を自覚し、介護予防の必要性の理解、介護予防活動への参加を促す。
(4) 大東元気でまっせ体操支援事業
住民主体の「大東元気でまっせ体操」の普及活動を行い、体操グループを増やすことにより、高齢者が住み慣れた地域で、相互に見守りを行いながら介護予防活動に参加できるよう支援(体操グループの新規立ち上げや活動継続支援、介護予防やグループ運営に役立つ介護予防ステップアップ講座開催、グループリーダーの情報交換・共有の場で

あるリーダー会議開催、体操グループが一同に会する元気でまっせ交流会開催等)を行う。
(5) 地域リハビリテーション活動支援事業
地域のリハビリテーション専門職等が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センター及び介護事業所等と連携しながら、通所・訪問・地域ケア会議・サービス担当者会議・介護予防等の取り組みを総合的に支援する。
(6) 介護予防推進事業
予防給付や介護予防・生活支援サービスを利用している高齢者が体操等の身体機能の維持及び向上が見込まれる地域活動や習い事等の活動に継続して参加できるようになるなど、虚弱化や閉じこもりを防ぐことができるよう、自立支援に資するケアマネジメントを推進するための各種加算に係る運用を行う。
(7) 福祉用具レンタル事業所による介護予防事業
手すりを1年間レンタル給付した後、状態の変化等の問題がないと介護支援専門員が判断した場合、利用者の意向を確認した上で新品を提供し、その後のモニタリングを福祉用具レンタル事業者が行う。モニタリングの結果については、地域包括支援センターに報告し、生活機能の低下や、再度何等かの支援が必要と判断された場合には専門職が総合相談として訪問の上、必要な支援を行う。

4. 地域支援事業(任意事業)

(1) ケアプランアドバイス事業
新たに要介護1・2の認定を受けた人のケアプランを用いて、介護支援専門員にアドバイスすることにより、自立支援に資するケアマネジメント技術の向上を図る。
(2) 自立支援に資する研修会
総合事業サービス提供事業者を対象に、自立支援に資する技術向上を目的とした研修会を（通所系サービス事業所に向けた異なる研修内容2回、訪問系サービス事業所に向けた異なる研修内容2回）開催する。
(4) 主任介護支援専門員活動支援事業
大東市ケアマネジャー研究会活動の支援を通して、介護支援専門員のケアプラン作成技術の向上及び関係者の情報交換・交流を図る。また、介護支援専門員に対して開催する集団指導において、地域包括支援センターの主任介護支援専門員がケアプランに関する技術的な指導等を行う。
(6) 認知症サポーター養成講座
認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族をできる範囲でサポートする認知症サポーターを養成する講座の開催等を行う。